

令和2年3月27日
(2020年)

職員各位

総務局人事部人事課長

職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、お知らせします。

職員一人ひとりが、この度の不正行為事案を他人事として捉えるのではなく、自分自身に置き換えて、今一度、綱紀粛正に努めてください。

記

1 事案の概要

環境局所属の当該職員（32歳：自動車運転手）は、令和2年2月10日14時30分頃、市内の実家に保管していた塗料缶を回収し、西部総合処理センターで廃棄するため、同僚職員（26歳：自動車運転手）を誘い、勤務時間中に職場を抜け出し、ゴミ収集車を私的に使用したものです。

さらに、塗料缶を収集車に積んだ後、運搬中にペンキを垂れ流し、道路、西部総合処理センターの破砕選別施設内の床面及び一般の後続車を汚損させたものです。

2 処分（措置）年月日

令和2年3月27日

3 処分対象者及び処分内容

所属	職名（役職名）	年齢	性別	処分内容
環境局	自動車運転手	32歳	男性	戒告

4 措置対象者及び措置内容

所属	職名（役職名）	年齢	性別	措置内容
環境局	自動車運転手	26歳	男性	口頭嚴重注意
環境局	部長	52歳	男性	文書訓告
環境局	課長	60歳	男性	文書訓告

5 処分理由

当該職員（処分対象者）の行為は、私物の塗料缶を廃棄することを意図して、収集車を私的に使用し、勤務時間中に職場を抜け出したものであることから、地方公務員法第 35 条職務に専念する義務違反に該当するとともに、同法 33 条の信用失墜行為の禁止に該当するものです。

このことは、公務上外を問わず、高い倫理規範が求められる公務員として、あるまじき行為であるとともに、西宮市職員の職の信用を著しく傷つけるものであり、地方公務員法第 29 条第 1 項各号に該当するため、上記の通り厳正に対処したものです。

さらに、懲戒処分に至らないものの、当該職員に誘われて同行した同僚職員については口頭厳重注意としたほか、管理監督責任として部長級職員及び課長級職員に対して文書訓告としました。

問い合わせ先：人事課 服務労安チーム (0798・35・3517)